

父母等の皆様は必ずご確認ください。

中央大学からの重要なお知らせです。

中央大学 学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)



学研災キャラクター サイちゃん

学生生活（学内外）を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に このような“学生”にご加入をおすすめします。

学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。 ※学生教育研究災害傷害保険
(本学は学研災に全員加入しています。)

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

自転車条例にも対応！



一人暮らしを
はじめる



アルバイト・
インターンシップを
はじめる



風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償！

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

申込締切：2025年4月30日(水)

※5月1日を補償開始日とする場合、必ず締切日までに振込みください。

●2025年5月31日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。(Webサイトで保険料をご確認できない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。)

●Web加入で毎月25日以降お手続きをされる場合、最短の補償開始日は翌月1日となりますのでご注意ください。
●退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約26円～

※Cタイプ(保険期間3年11ヶ月)の場合

申込はWEBで
簡単3分

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0222300>



公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ！
ご加入のお手続き方法は裏表紙へ！



学生に
保険は必要？

学生生活には こんなリスクが！ 付帯学総が学生の“万が一”を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】

運動部の練習中、足元がすべって
しまい、ひざをケガしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に**99,850円**
かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円**の補償がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**99,850円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車通学をはじめて…

【事故事例】

授業の帰りに自転車で
アルバイト先に向かっていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

一人暮らしをはじめて…

【事故事例】

初めての一人暮らし、
洗濯機を回したまま外出した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修理費用として
30万円かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば
修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「7 借家人賠償責任」で補償されます

アルバイト・インターンシップを
はじめて…

【事故事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費用として**4万円**が
かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば
治療費用として**4万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると約**26円**～

※Cタイプ(保険期間3年11ヶ月)の場合

WEBから
簡単にご加入



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0222300>



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、学生の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

学生が風邪をひいてしまったとき、
たった1日の通院から補償

父母等の
90.5%
が安心!



保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
...お支払い保険金 **3,860**円
治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
...お支払い保険金 **12,220**円

無料付帯 メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…

緊急医療相談



※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、
高額になりやすい
賠償金も補償

自転車条例
にも対応



もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、
個人賠償責任についての大変な示談交渉も
東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

父母等の
92.5%
が安心!



※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

育英・学資費用

扶養者の方に万が一が
あったとき、学生の
ご卒業までの授業料を補償

父母等の
88.5%
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

学生が無事で卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプで加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として
1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の
費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

（※1）付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果（2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先：マクロミル）

救援者費用等

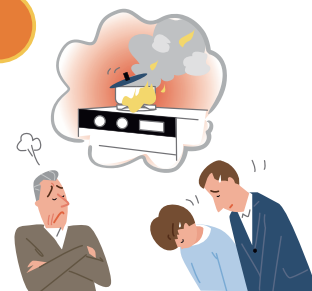
学生の急な
入院に駆け付け
たいときも



※3日以上入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

一人暮らしをする
学生が、
借家を傷つけて
しまっても



生活用動産

一人暮らしを
狙われ
盗難被害に
あっても

免責金額：1事故5,000円



死亡・後遺障害

学生に
万が一が
あった
ときも



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

申込はこちら！
簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0222300>

さらに詳しい補償内容はP.5へ

学生生活を幅広くサポートします！

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 (B) +本人のみ補償特約 (B) +受託品等不担保特約

自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(※1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。
ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。

2 死亡・後遺障害^(※1)

傷害補償基本特約

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治療費用(入院・通院)^{(※1)(※2)(※3)}

医療費用補償特約+待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償用)

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

ケガ・病気で国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(※2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日: 2025/4/15 のケース
60日を経過した日: 2025/6/13
60日を経過した日の属する月の末日: 2025/6/30
2025/4/15 ~ 2025/6/30 の治療がお支払対象

(※3) 保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金をお支払いの対象となります。)

(※4) 自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救護者費用等

救護者費用等補償特約+救護者費用等補償特約の一部変更に関する特約+疾病追加補償特約

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から自宅までの遺体輸送費用をお支払いします。

入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

5 育英費用・傷害学資費用・疾病学資費用^(※1)

育英費用補償特約・学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

web加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害)
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害、病気による死亡)

お支払対象期間中^(※2)に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(※2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。

6 生活用動産

住宅内生活用動産特約+住宅外等追加補償特約

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

7 借家人賠償責任

借家人賠償責任補償特約+借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

《ご加入プランのご案内》

30%割引

1年あたりに換算すると 約9,215円~

※Cタイプ(保険期間3年11ヶ月)の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
保険金額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 治療費用(入院・通院) ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
		医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救護者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 育英費用 ^(※4) 傷害学資費用 ^{(※4)(※5)} 疾病学資費用 ^{(※4)(※5)}	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
		100万円	対象外	対象外	100万円	対象外	対象外
	6 生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	100万円	100万円	100万円
	7 借家人賠償責任 ^(※6)				1000万円	1000万円	1000万円

保険料(卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償						
	天災危険補償特約あり	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2029年3月卒業予定者(3年11ヶ月間分保険料)	73,580円	42,810円	36,090円	88,180円	57,410円	50,690円
	2028年3月卒業予定者(2年11ヶ月間分保険料)	49,730円	31,880円	27,600円	60,890円	43,040円	38,760円
	2027年3月卒業予定者(1年11ヶ月間分保険料)	29,600円	21,450円	19,120円	37,330円	29,180円	26,850円
	2026年3月卒業予定者(11ヶ月間分保険料)	13,700円	11,670円	10,750円	18,050円	16,020円	15,100円

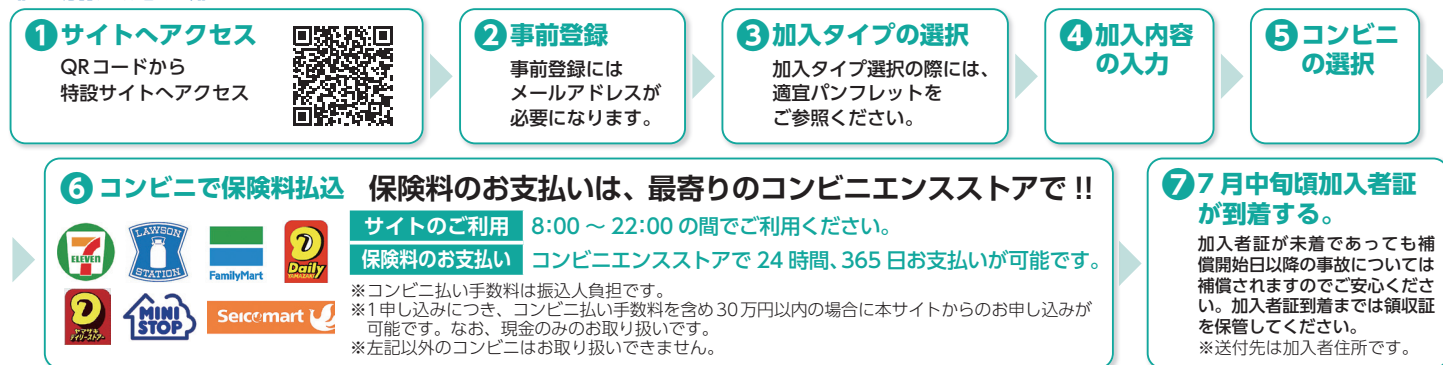
- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
(※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
(※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
(※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
(※5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次^(※7)までの期間です。
(※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
(※7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次 ^(※7) に応じて
3年11ヶ月間	2029年3月卒業予定者	2025年5月1日(午前0時)より2029年4月1日(午後4時)まで3年11ヶ月間
2年11ヶ月間	2028年3月卒業予定者	2025年5月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで2年11ヶ月間
1年11ヶ月間	2027年3月卒業予定者	2025年5月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで1年11ヶ月間
11ヶ月間	2026年3月卒業予定者	2025年5月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで11ヶ月間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上6職種)

《ご加入方法》お申し込みはWEB加入のみとなります。お手続きは簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。

※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

★注意★ご加入できるプランは大学によって異なります。以下URL・QRコードに掲載の補償の概要は大学によってはご加入できない補償も含めてすべての補償が掲載されているため、加入プランによっては補償の対象外となる補償も掲載されております。必ずパンフレットをご確認いただいた上で補償の概要をご確認ください。

パンフレット・補償の概要・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認ください。以下のURL・QRコードに掲載の重要事項説明書・補償の概要については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。Web加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償の概要を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。

URL <https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>

《返還保険料の取扱い》

- ・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
- ・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

《控除証明書について》

治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲 この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	中央大学学生生活総合保険係 日本防災保障株式会社	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-548-1 日本防災保障本社ビル (TEL 0120-222-632 FAX 048-666-5711) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（学生生活課）までお問い合わせください。
--------------------	-----------------------------	---

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	中央大学学生生活総合保険係 日本防災保障株式会社	0120-222-632 (代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）[0120-720-110]へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
-------------------	-----------------------------	---

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 公務第二部文教公務室	〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132)
--------	--------------------------------------	--

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学生生活課）までお問い合わせください。

2025年1月作成 24TC-006345